

登録点検事業者等規則の一部を改正する省令案新旧対照表

○登録点検事業者等規則（平成九年郵政省令第七十六号）

改正案

現行

（傍線部分は改正部分）

		無線局の種別及び無線設備名		点検の項目		備考	
船舶局		(略)		(略)		(略)	
船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置		搜索救助用レーダー トランスポンダ		一 周波数 二 空中線電力 三 受信感度		一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	
送信装置		搜索救助用位置指示		一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号			
		無線局の種別及び無線設備名		点検の項目		備考	
船舶局		(略)		(略)		(略)	
船舶自動識別装置及び簡易型船舶自動識別装置		搜索救助用レーダー トランスポンダ		一 周波数 二 空中線電力 三 受信感度		一 周波数 二 占有周波数帯幅 三 空中線電力 四 識別信号	
動識別装置							

別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第二項

関係）

第一・第二（略）

第三 無線設備

一 (略)

二 電気的特性の点検

別表第四号 登録点検事業者等が行う点検の実施項目（第九条第一項

関係）

第一・第二（略）

第三 無線設備

一 (略)

二 電気的特性の点検

(略)

(略)

(略)

注1～注3 (略)

三 (略)

附則

この省令は、平成二十二年一月一日から施行する。

(略)

(略)

(略)

注1～注3 (略)

三 (略)